

保険医療機関における書面掲示事項

令和6年6月の診療報酬改定に基づき、書面掲示事項をウェブサイト上にも掲載しております。

小児抗菌薬適正使用支援加算

診察の上、抗菌薬の投与の必要性がないと認められ、医師から説明を受けられた就学前／外来受診された初診の方に対して月1回を上限として上記の点数を算定しております。

明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによる電子資格確認を行う体制を有しております。

質の高い診療を実施するためにマイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報を取得し、その情報を活用して診療を行っております。

時間外対応加算3

当院では、標準時間外の夜間の数時間（18時30分～22時）に、通院されている患者さんより、電話による緊急の相談があった場合、常勤の医師により対応できる体制を整っております。

そのような体制に対して、「時間外対応加算」を算定しております。

当院の代表電話（03-3716-0552）

院長の携帯電話（080-8010-9360）

上記対応時間外は「こども急病電話相談（#8000）」をご利用ください。

機能強化加算

当院は地域におけるかかりつけ医療機関として患者さまの「健康診断の結果等の健康管理に関する相談、保険・福祉サービスに関する相談および夜間の問い合わせ」への対応を行っている医療機関です。このため、かかりつけ医機能に対する医療費として、初診料・小児かかりつけ診療料に厚生労働省の定める機能強化加算を保険診療における医療費に加算いたします。

『小児かかりつけ医』

当院は2025年4月より「小児かかりつけ医制度」認定施設となりました。

小児かかりつけ医制度とは、

病気の診療や予防接種だけではなく、子どもの成長・発達を小児科医が総合的に見守り、サポートするために「お子様もかかりつけ医を持ちましょう」という国の制度です。

当院では、当院を継続して受診され、同意された患者さんに「かかりつけ医」として診療をおこないます。

対象となるお子さん

予防接種等を含めて当院を4回以上受診された6歳未満(未就学時)のお子さんが対象です。

登録方法

ご希望の場合は受付にて同意書をお渡ししますので、ご記入をお願いいたします。

「かかりつけ医」として

- 1 急なご病気・体調不良のとき、かかりつけ医として診療を行います。
- 2 喘息、花粉症、便秘、アトピー性皮膚炎など、慢性疾患の診察・管理を行います。
- 3 育児不安や発達障害の疑いのあるお子さんへの相談等をお受けします。
- 4 予防接種の接種歴、健診の受診歴を確認し、接種のご案内やアドバイスを行います。
- 5 必要な場合は、連携している専門の医療機関へご紹介をいたします。
- 6 登録されたお子さんからの電話等による緊急の相談に時間外対応いたします。

連絡先 対応時間

同意書にご記入いただいた方には、別途お伝えします。

お願い

- ・緊急時、都合により他医療機関受診された場合、投薬内容等お知らせ下さい。
- ・予防接種の接種状況を定期的に確認いたしますので、母子手帳を必ずご持参下さい。
- ・「小児かかりつけ医」を登録できるのは、ひとつの医療機関のみとなります。
他院からの変更も可能です。その場合は受付にお申し出下さい。
- ・6歳以降は小児かかりつけ制度からは外れますが「かかりつけ医」として今までどおり診察はもちろん、健康状態や発達・予防接種の相談/確認など、引き続きいつでもご相談いただけます。
- ・「小児かかりつけ医」にご登録していただいたお子さんは、診療予約枠が埋まってしまった場合でも、診療時間内であれば可能な限り診察をお受け致します。（診察状況によってはお受けできないケースもございますのでご了承下さい）